

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則
で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月29日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第60号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する
規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則
で定める事務及び情報を定める規則（平成27年杉並区規則第107号）の一部を
次のように改正する。

第20条第1項中「第28条」を「第52条」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。